

平成 29 年度鶴岡市産業人材育成支援事業企業研修助成金交付要綱

1 目的及び交付

公益財団法人庄内地域産業振興センター（以下、「センター」という。）は、地域における産業人材の育成を図るため、鶴岡市内の中小企業者等が行う人材育成事業に対し予算の範囲内で助成金を交付する。

2 用語の定義

この交付要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する者のうち、鶴岡市内に事業所を有する者及び構成員の 3 分の 2 以上がそれらにより構成される団体をいう。
- (2) 人材育成事業 前号の中小企業者が直接雇用する従業員（事業主又は経営者及び役員のみを対象とする場合を除く）の業務に関する技術や能力の向上を図るために行う事業をいう。

3 助成対象者

助成の対象となる中小企業者等は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鶴岡市内で操業していること。
- (2) 鶴岡市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団と関係を有する者でないこと。

4 助成対象事業

助成の対象となる事業は、中小企業者等が行う人材育成事業で他の助成金や補助金、その他支援措置等を受けないものとする。

5 助成対象経費、助成金の額等

助成対象経費、助成率及び助成限度額は次の表のとおりとし、助成金に千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額とする。

助成対象経費	助成率	助成限度額
講師の謝金及び旅費、会場使用料、テキスト・教材費、その他研修を実施するために直接必要な経費	2 分の 1 以内	100,000 円

- ii 同一企業または同一団体の者に対する講師謝金は助成の対象としない。

6 助成金の申し込み

助成金の交付を受けようとする者は、企業研修助成金申込書（様式第 1 号）に必要

な書類を添付して、助成の対象となる事業の実施日前にセンターに提出しなければならない。

7 助成の決定

センターは、前記6の助成金申込書の提出があったときは、これを審査し、適当と認められるものについて助成の決定を行い、当該申込者に企業研修助成決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- ii センターは、前項の場合において適正な助成を行うため必要があるときは、助成の申し込みに係る事項につき修正を加えて助成の決定をすることができる。
- iii センターは、助成を決定する場合において、助成の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

8 助成事業の変更、中止及び廃止

前記7の助成決定通知を受けた者（以下、「助成事業者」という。）は、助成の決定を受けた事業（以下、「助成事業」という。）の内容を変更、中止又は廃止する場合は、次の各号に掲げる軽微な変更を除いて、あらかじめ企業研修助成変更等承認申込書（様式第3号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

（1）助成事業に要する経費の額又は配分について5分の1以内の変更を行い、かつ助成額が増額とならないとき。

（2）助成事業の目的又は効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更するとき。

- ii 前項の規定による企業研修助成変更等承認申込書の提出及び助成変更等の決定にあたっては、前記6及び7の規定を準用する。ただし、助成変更等の決定については、企業研修助成変更等決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

9 実績報告

助成事業者は、助成事業を完了したときは、企業研修助成事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付してセンターに提出しなければならない。

10 助成金の確定通知

センターは、助成事業者から企業研修助成事業実績報告書を受理した後、内容を審査し交付すべき助成金の額を確定し、企業研修助成金確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

11 助成金の請求

前記10の規定による通知を受けた助成事業者は、企業研修助成金交付請求書（様式第7号）によりセンターに請求しなければならない。

1.2 助成金の交付

センターは、前記1.1の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

1.3 決定の取り消し

センターは、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定及び助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 実績報告の内容が前記5の企業研修助成金申込書の内容（企業研修助成変更等承認申込書の提出があった場合はその内容）と著しく異なるとき。
- (2) 助成金の手続きに際して、虚偽又は不正の事実があるとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (5) その他、センターが助成を取り消す必要があると認めるとき。

1.4 助成金の返還

センターは、前記1.3の規定により助成金の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

1.5 交付の制限

同一の中小企業者等に対する助成金の交付は、一会計年度につき1回限りとし、次年度の助成は受けられないものとする。

- ii 前記において、中小企業者等が団体である場合は各年度の構成する事業所の3分の1以上が同一である場合は、同一の中小企業者とみなす。

1.6 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、センターが定める。

附則 この要綱は、平成29年5月15日から実施する。